

【HP公開用】

山形地方最低賃金審議会

【第4回】

期 日 令和2年8月25日（火）

場 所 山形労働局 大会議室

山 形 労 働 局

令和2年度山形地方最低賃金審議会（第4回）議事次第

1 開 会

2 議事録署名委員指名

3 議 事

（1）最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について

（2）特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について

4 そ の 他

5 閉 会

資 料 目 次

資料No.1 (異議申出関係)

2020年山形県最低賃金額改定に対する異議申出書 (写)

資料No.2 (地域別最低賃金答申状況)

2-1 令和2年度地域別最低賃金答申状況 (厚生労働省発表)

2-2 令和2年度全国の地域別最低賃金答申状況 (時間額順)

2020年8月21日

山形労働局 局長 河西 直人 殿

山形県労働組合総連合

議長 勝見 五

〒990-0053 山形市薬師町二丁目6-1

電話 023-615-2

山形県医療労働組合連合会

執行委員長 渡辺 勇

〒990-2324 山形市青田南6-28

電話 023-631-4

2020年山形県最低賃金額改定に対する異議申出書

酷暑の中、最低賃金の改善をめざし、ご尽力いただいている審議会の皆様には心から敬意を表します。山形地方最低賃金審議会は、8月7日、今年度の山形県最低賃金の改定について、現行の790円を3円引き上げて793円とすると答申しました。

新型コロナウイルスの感染拡大による様々な困難を抱える現下の情勢において、真摯に検討を重ねられたことに加え、中央最賃審議会が目安を示さないという異例の事態の中で、3円の引き上げ答申が行われたことに対しては評価し敬意を表するものです。

しかしながら、この答申額では労働者の生活実態からみてきわめて不十分であり、とりわけ、非正規労働者にとっては、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には遠くおよびません。

さらに、2010年の雇用戦略対話において、2020年までに平均1000円、最低でも800円とした政府目標にてらしても、結局は達成させることができなかったこととなります。

地域間格差については、今回の引き上げによって格差がやや縮小することになりますが、これはAランクなどの都市部における答申額が0円～1円など、引き上げが抑制された結果であり、本質的な問題の解決とは到底言えるものではありません。

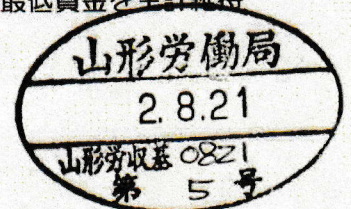
低賃金と格差を放置すれば、地方の過疎化・少子化・人口減少が加速し、中小企業・小規模事業の経営の困難に拍車がかかり、地域経済のいっそうの疲弊につながります。最低賃金を大きく引き上げ、拡大した格差を是正・縮小し、効果的な中小企業支援を抜本的に拡充することなしに、コロナ禍によって深刻な打撃を受けた経済を立て直すことはできません。

以上、山形県労働組合総連合および山形県医療労働組合連合会は、下記の異議を申し立てます。

記

1. 山形県最低賃金額を3円引き上げ、793円とするとした答申については不十分であり、再審議を求めます。

- ① 最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、コロナ禍の中で国民生活を支えるエッセンシャルワーカーなどの低賃金状態を打開するため、山形県最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げてください。



② 「2020年までに平均1,000円、最低でも800円に」という雇用戦略対話の合意目標の達成に向け、早急に1,000円に到達できるための改正を行ってください。

2. 厚生労働省および中央最低賃金審議会に対し、格差を前提としている現行のランク制度の廃止と全国一律制度への移行を求める意見を送付してください。
3. 最賃引き上げにあたっては、中小零細企業の支援策の拡充は急務の課題です。政府・厚生労働省・関係各機関に対して、中小企業・小規模事業者への効果的な支援策の抜本拡充を求める意見を送付してください。
4. 最低賃金法第9条2項にある「通常の事業の支払い能力」の撤廃を内容とする同法の改正を求める意見を送付してください。
5. 審議会は、専門部会も含めて全面公開してください。この間、本審議会において生活できる最賃額はいくらであるべきかを検討すべきであると、繰り返し指摘されました。そもそも、審議会は「生活できる最賃額」を議論すべき場であると考えているのか否か、すべての委員の責任ある意見を公開すべきです。

以上

【異議を申し立てる理由】

(1) 中央最低賃金審議会による、額を示さなかった「答申」について

中央最低賃金審議会は7月22日、2020年度の地域別最低賃金について、現行水準の維持が「適当」とする答申を出し、引き上げの目安額も示しませんでした。本県も含め全国各地の答申額がきわめて低く抑えられたのは、このことが起因しています。

中央審議会の答申は、最低賃金法第一条「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、……国民経済の健全な発展に寄与する」との目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安をさらに増幅させるものと考えざるを得ません。

また、同答申は「引き上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要がある」などとことさらに強調していることも重大です。「雇用の維持」と「最賃引き上げ」を「二項対立」として描き出していることは不適切と考えます。そもそも最低賃金は政府の政策決定事項であり、中央でも地方でも審議会は政策決定に関わる議論を交わす場です。政府に対し、最低賃金は引き上げるべきであること、そのことによって企業が経営困難にならないよう支援措置を講ずべきであることなどの答申を行う責務があると考えます。中央審議会のこの度の答申は、こうした責任を放棄した結果であると判断せざるを得ず、このことが、地方の審議会の答申にも強く影響したと考えます。

(2) 最低賃金は生計費を第一に決定すべき

答申された最低賃金額では、「健康で文化的な最低限度の生活」はきわめて困難です。

厚生労働省の毎月勤労統計調査によると、山形県の2019年の平均労働時間（所定内労働時間）は、月139.3時間です。この労働時間を当てはめて計算すると、時間額793円では、月額110,465円、年収1,325,580円にとどまります。しかも、所定内労働時間は前年の141.6時間よりも短縮されたため、3円程度の引き上げでは、月収で1,399円、年収で16,630円の減収となります。

日本国憲法第25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。2 国

は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とし、労働基準法第1条では「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定め、最低賃金法第9条3項は「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」としています。これらの条文は、「8時間労働で、健康で文化的な最低限の生活ができる水準が必要」であることを示しているものと理解できます。

本県最低賃金が、平均的な所定内労働時間を勤務して生活できる水準であるとは言えません。この数年間、審議会では、「生活できる、あるべき最低賃金の水準・金額が検討される必要がある」との指摘が再三強調されました。こうした議論に照らしても、今回の答申額では不十分です。

この問題の根底には、「事業の支払い能力」が最低賃金の決定要素の1つとなっていることがあり、最も重要な「生計費」（≒生活できる最賃額）が主役とは扱われない傾向があります。OECD加盟国の中で、最低賃金の決定要素に「事業の支払い能力」が定められているのは日本だけです。生計費に基づいて最賃が決定されるためには、最低賃金法第9条2項を改正して、最賃の決定要素である「事業の支払い能力」を撤廃することが必要であると考えます。

仮に、「事業の支払い能力」を考慮した結果、本来の「生計費」よりも低い答申となることは、現行制度下では避けられないと主張するにしても、大前提として「生計費」はいくらであるかをいったん明示し、中小企業支援はその支払いを可能にする水準であるべきことを国に求めるなどのことがなければ、審議会が広く世論の支持を得られるとは考えられません。

(3) コロナ禍における最低賃金の重要性

① 低賃金にあるエッセンシャルワーカーの賃金底上げこそ必要

現下のコロナ禍において、医療・介護、保育、卸小売り、物流・配送、清掃など国民生活に不可欠な社会機能を担うエッセンシャルワーカーと呼ばれる人々の労働が注目されました。感染リスクに絶えずさらされながら、重要な社会的役割を果たしているにもかかわらず、こうした分野に働く労働者の多くが、雇用が不安定であり最低賃金近傍の低賃金状態にあります。コロナ危機はしばらく続くと思われます。エッセンシャルワークを担う労働者の果たすかけがえのない役割を正当に評価するためにも、賃金水準の思い切った底上げが必要です。今回の答申は、これまでの、そして今後も続くコロナ禍におけるエッセンシャルワーカーの苦労に報いるものとは言えません。

② 全国一律制度の実現で一極集中から地方分散の働き方へ

これまで繰り返し説明してきたように、全国労働組合総連合と静岡県立大学短期大学部准教授・XXXXXXXXXX氏が行っている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、若者が自立した生活をするために必要な最低生計費は、月額22万円～24万円（税込み）の収入が必要という結果です。月150時間の労働時間で換算すると時給1500円前後が必要であり、山形県の場合でも、1469円が必要最低時給であるとの結果も得ています。

賃金の地域間格差が是正されず、都市部への労働力の移動が引き続き進行すれば、地域経済は一層疲弊します。人口の東京一極集中によって、コロナ禍によって問題となった「三密」があちこちに発生し感染リスクが増大するため、「地方分散型の働き方」の必要性が高まっています。こうした中で、全国一律最賃制度を実現し格差を解消して、地方でも働き続け、住み続けられる経済社会を構築していくことが求められていると考えます。

(4) 医療・介護労働者の賃金格差解消の重要性

医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で働き、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。この間のコロナ禍では、感染リスクと向き合いながら患者の治療に全力を尽くしてきました。

地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受けています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、「同一価値労働同一賃金」の国際的基準から見ると、極めて歪んだ状況となっています。参考人意見聴取の際、私たちが推薦した参考人が述べたとおり、病床を閉鎖せざるを得ないほど看護師不足が深刻となっています。看護師の県外への就職は4割で、地元に残る6割を地域で争奪するという状況も報告されています。診療報酬や介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、働く地域によって賃金が異なるのは大いなる矛盾であり、そのことが地域によっては人手不足を促進しています。しかも、その地域間格差は、地域最低賃金額のばらつきと連動しており、最低賃金の地域による違いが、医療職・介護職にも大きな影響を与えていることは明らかです。この解消なくして看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。

この間、医療・介護等のエッセンシャルワークを担う労働者は増加しています。最低賃金はあらゆる業種に働く労働者の賃金の最低額を規定する制度である以上、審議会においても、こうした分野の賃金実態や労働者の動向なども含めた幅広い観点からの議論が行われることが必要と考えます。

(5) 中小企業支援策の拡充で、最低賃金引き上げに対応できる条件整備を

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、もともと、原材料の高騰、低単価の押しつけと単価切り下げ、売上低迷に悩み、消費税や社会保険料の負担に苦しんできました。元請け・下請けの関係において、優越的地位の濫用は止まらず、公正取引ルールは企業間の上下関係においては形骸化しています。従前からそうした状況にあったところに襲いかかったのが、新型コロナウイルスの感染拡大です。現状をみれば、感染の影響はしばらく続くと考えなければなりません。この間、持続化給付金や家賃補助などの支援が行われてきましたが、引き続き感染が収束するまで、事業者にとって役立つ財政的な支援が必要です。

また、最低賃金を引き上げるためには、諸外国なみに中小・零細企業への支援を大胆に拡充することが必要です。フランスでは2019年に2兆5200億円の規模で社会保険料の事業主負担の軽減が行われました。韓国では2017年から5年間、中小企業向け人件費支援で9800億円の支援、アメリカでも2007年から2011年まで8800億円規模の中小企業向け減税が行われました。一方、日本では、中小企業への業務改善助成金の執行額は87億円(2013年~2015年)にすぎません。

社会保険料の事業主負担の軽減は、厳しい経営を強いられている中小企業にとって大きな効果があります。日本商工会議所と東京商工会議所が昨年行った調査によれば、中小企業の事業者が求める支援で、社会保険料の負担軽減が最多でした。ところが、同会議所は国に対してこれを要望していません。最低賃金の引き上げを抑制することが、中小企業支援となるという考えなのか、甚だ疑問です。最低賃金を改善することを前提に、国に対して効果的な支援策を要望するのが本来のあるべき姿です。

山形県においても、業務改善助成金制度の活用はきわめて不十分です。2012年度の申請件数は55件、2013年度71件、2014年度96件と増加してきたものの、2015年度は7件に激減。以降、2017年度は33件、2018年度は32件となりましたが、2019年度は14件と再び減少に転じました。到底、十分に活用されているとは言えない状況です。本制度の周知・普及にどのような努力をさ

れたのか、あるいは本制度自体に活用しにくい問題点があるのか、こうした問題について審議会において徹底した調査・審議がなされたのかが問われます。単に引き上げの是非を論じ合うだけだとしたら、審議会の役割を果たしたことになりません。

私たちは絶えず、中小企業・小規模事業者の支援の拡充を訴えており、審議会に対しても、国への要望を発信するよう求めてまいりましたが、この数年間、審議会が国に対して要望したことはありません。あらためて、業務改善助成金制度の抜本的な見直しはもちろん、より効果的でより多くの事業者が活用できる中小企業支援制度の抜本拡充について、審議会として国に対する意見を発信していただきたいと考えます。

(6) 最低賃金に対する世論の高まりを共通認識に

最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度を求める世論は大きく広がっています。

自民党内からも、最賃引き上げは、大企業の450兆円もの内部留保還元で対応すべきとの声が公然とあがっています。最賃の全国一律化をめざしている自民党の有志の議員連盟が6月にまとめた緊急提言は「大企業の内部留保に注目する」と言及し、同議連事務局長の務台俊介議員は全労連主催の集会に出席して、内部留保課税の必要性を指摘しました。日本弁護士連合会も、最賃の大幅引き上げ等を求める意見書を発出して、中小企業支援として社会保険料・税の減免や公正取引の確保を主張しています。

このような自民党の最賃議連の動き、日弁連や本県弁護士会の意見書でも大幅引き上げと全国一律化を求めています。山形県は2017年から、国に対して、「ランク制度の廃止」「全国一律への適用」「中小企業支援の拡充」を提言し続けています。全国知事会においても、男女共同参画プロジェクトチームのリーダーを務める山形県の吉村美栄子知事がイニシアチブを発揮し、格差の是正のため最賃の全国一律化を国に求めるに至りました。

深刻なコロナ危機に見舞われた欧米の国々においても、最低賃金を大きな引き上げが行われています。イギリスでは、4月から、全国一律制の導入以来最高となる6.2%引き上げて、時給8.72ポンド（約1200円）に改善しました。アメリカでは、コロラド州など4州で1500ドル（約1600円）に引き上げています。

山形地方最低賃金審議会におかれましても、こうした海外の動きや国内世論の高まりを把握され、共通の認識とし、対応していただきますよう強く要望します。

以 上

令和2年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	改定額【円】 (※1)	引上げ額【円】	発効予定年月日 (※2)
北海道	C	861 (861)	- (※3)	- (※3)
青森	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
岩手	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
宮城	C	825 (824)	1	2020年 10月1日
秋田	D	792 (790)	2	2020年 10月1日
山形	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
福島	D	800 (798)	2	2020年 10月2日
茨城	B	851 (849)	2	2020年 10月1日
栃木	B	854 (853)	1	2020年 10月1日
群馬	C	837 (835)	2	2020年 10月3日
埼玉	A	928 (926)	2	2020年 10月1日
千葉	A	925 (923)	2	2020年 10月1日
東京	A	1,013 (1013)	-	-
神奈川	A	1,012 (1011)	1	2020年 10月1日
新潟	C	831 (830)	1	2020年 10月1日
富山	B	849 (848)	1	2020年 10月1日
石川	C	833 (832)	1	2020年 10月7日
福井	C	830 (829)	1	2020年 10月2日
山梨	B	838 (837)	1	2020年 10月8日
長野	B	849 (848)	1	2020年 10月1日
岐阜	C	852 (851)	1	2020年 10月1日
静岡	B	885 (885)	-	-
愛知	A	927 (926)	1	2020年 10月1日
三重	B	874 (873)	1	2020年 10月1日
滋賀	B	868 (866)	2	2020年 10月1日
京都	B	909 (909)	-	-
大阪	A	964 (964)	-	-
兵庫	B	900 (899)	1	2020年 10月1日
奈良	C	838 (837)	1	2020年 10月1日
和歌山	C	831 (830)	1	2020年 10月1日
鳥取	D	792 (790)	2	2020年 10月2日
島根	D	792 (790)	2	2020年 10月1日
岡山	C	834 (833)	1	2020年 10月1日
広島	B	871 (871)	-	-
山口	C	829 (829)	-	-
徳島	C	796 (793)	3	2020年 10月3日
香川	C	820 (818)	2	2020年 10月1日
愛媛	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
高知	D	792 (790)	2	2020年 10月3日
福岡	C	842 (841)	1	2020年 10月1日
佐賀	D	792 (790)	2	2020年 10月2日
長崎	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
熊本	D	793 (790)	3	2020年 10月1日
大分	D	792 (790)	2	2020年 10月1日
宮崎	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
鹿児島	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
沖縄	D	792 (790)	2	2020年 10月3日
全国加重平均		902 (901)	1	-

※1 括弧内の数字は、改訂前の地域別最低賃金額
 ※2 発効予定年月日は、異議申立てがなかった場合の日付
 ※3 地域別最低賃金について、現行どおりとの答申があった場合には、当該地域の労働局長は改正決定を行わない。

令和2年度 全国の地域別最低賃金答申状況（時間額順）

順位	ランク	局番	都道府県名	答申金額	前年度決定額	引上額	目安比較	発効予定年月日
1	A	13	東京	1,013円	1,013円	0円	-	-
2	A	14	神奈川	1,012円	1,011円	1円	-	10月1日
3	A	27	大阪	964円	964円	0円	-	-
4	A	11	埼玉	928円	926円	2円	-	10月1日
5	A	23	愛知	927円	926円	1円	-	10月1日
6	A	12	千葉	925円	923円	2円	-	10月1日
7	B	26	京都	909円	909円	0円	-	-
8	B	28	兵庫	900円	899円	1円	-	10月1日
9	B	22	静岡	885円	885円	0円	-	-
10	B	24	三重	874円	873円	1円	-	10月1日
11	B	34	広島	871円	871円	0円	-	-
12	B	25	滋賀	868円	866円	2円	-	10月1日
13	C	1	北海道	861円	861円	0円	-	-
14	B	9	栃木	854円	853円	1円	-	10月1日
15	C	21	岐阜	852円	851円	1円	-	10月1日
16	B	8	茨城	851円	849円	2円	-	10月1日
17	B	16	富山	849円	848円	1円	-	10月1日
17	B	20	長野	849円	848円	1円	-	10月1日
19	C	40	福岡	842円	841円	1円	-	10月1日
20	B	19	山梨	838円	837円	1円	-	10月8日
20	C	29	奈良	838円	837円	1円	-	10月1日
22	C	10	群馬	837円	835円	2円	-	10月3日
23	C	33	岡山	834円	833円	1円	-	10月1日
24	C	17	石川	833円	832円	1円	-	10月7日
25	C	15	新潟	831円	830円	1円	-	10月1日
25	C	30	和歌山	831円	830円	1円	-	10月1日
27	C	18	福井	830円	829円	1円	-	10月2日
28	C	35	山口	829円	829円	0円	-	-
29	C	4	宮城	825円	824円	1円	-	10月1日
30	C	37	香川	820円	818円	2円	-	10月1日
31	D	7	福島	800円	798円	2円	-	10月2日
32	C	36	徳島	796円	793円	3円	-	10月3日
33	D	6	山形	793円	790円	3円	-	10月3日
33	D	2	青森	793円	790円	3円	-	10月3日
33	D	3	岩手	793円	790円	3円	-	10月3日
33	D	38	愛媛	793円	790円	3円	-	10月3日
33	D	42	長崎	793円	790円	3円	-	10月3日
33	D	43	熊本	793円	790円	3円	-	10月1日
33	D	45	宮崎	793円	790円	3円	-	10月3日
33	D	46	鹿児島	793円	790円	3円	-	10月3日
41	D	5	秋田	792円	790円	2円	-	10月1日
41	D	31	鳥取	792円	790円	2円	-	10月2日
41	D	32	島根	792円	790円	2円	-	10月1日
41	D	39	高知	792円	790円	2円	-	10月3日
41	D	41	佐賀	792円	790円	2円	-	10月2日
41	D	44	大分	792円	790円	2円	-	10月1日
41	D	47	沖縄	792円	790円	2円	-	10月3日
全国加重平均額				902円	901円	1円	-	-

(注)発効予定年月は、異議申出がなかった場合の日付